

## ごみ集積所管理に対する協議内容

1月13日、ごみ集積所の管理に対し、環境衛生チーム主催で各集積所の管理責任者(班長)に集まって頂き、意見交換会を開催しました。

以下、協議した内容を整理しましたので、最終決定は、今回の役員会で審議して頂き、決定したいと思いますので、ご意見を頂ければと考えています。

### 記

#### 議題1 各集積所毎の利用者リストの確認

各集積所毎の最新利用者リストを配布し、抜け落ちの有無を依頼した。抜け落ちがあれば、環境衛生チームに連絡するよう依頼した。

#### 議題2 管理責任者の当番免除について

現行規約(「ごみ集積所資源物集積所管理規約」)では、管理責任者は当番を免除すると記載されているが、管理責任者も当番を担当することを提案した。

結果的に、各ごみ集積所には当番表があるので、これに準じて当番を担当することになるので賛成との意見であった。

よって、環境衛生チームとしては、「ごみ集積所資源物集積所管理規約」を改訂したいと考えています。ご審議願います。

#### 議題3 ごみ集積所の当番免除について(身体障害者等)

環境衛生チームとして、各ごみ集積所の利用状況が相違する為、一律に当番免除条件を決めるることは難しいので、判断は各ごみ集積所の利用者に一任したいと提起した。

結果的に、賛成意見が多かった為、これも「ごみ集積所資源物集積所管理規約」で記載したいと考えています。ご審議願います。

#### 議題4 管理責任者を利用者から選出する件について

現在の規約では、利用者の中に班長さんがいれば、優先的に管理責任者になってもらっているが、下記2点の課題がある。

①班長のいないごみ集積所がある(7班B)。

⇒ 高森さん(7班Aの班長)に管理責任者になってもらっている。

②複数の班員が利用しているごみ集積所の場合、複数の班長さんがいるので、代表者班長が管理責任者になっている。この為、ごみ利用料の集金は、複数の班の利用者から徴収せざる得なくなり、煩雑と考えている。

このような背景を考慮し、管理責任者を会員・非会員に関係なく、利用者リストから選出する

ことを提案したが、現状通りで良いとの意見が多かった。

環境衛生チームとしては、利用者リストから選出したいと考えているので、審議をお願いしたい。

#### 議題5 ごみ集積所の利用料徴収について

本課題は、上記課題4との関連があるが、現状、班長さんが管理責任者になっているが、班長さんの業務軽減を考慮するとともに、利用者を熟知している管理責任者に徴収してもらった方がよいのではと提案した。

結果的に、現行通り、班長さんが徴収した方がよいとの意見が多かった。役員の皆様のご意見を頂ければと思います。

#### 議題6 来年度からのごみ集積所利用料金の改訂について

現状、「ごみ集積所資源物集積所管理規約」では、当番をしない利用者に対し、会員・非会員に係わらず、月200円の利用料を徴収しています。

今回、会員・非会員の差を設ける意味で、下記提案を行いました。

現行		提案内容
会員	200円/月	200円/月(別途、自治会費400円あり)
非会員	200円/月	500円/月(自治会費なし)

※年間費用は、会員が7,200円、非会員は6,000円となります。

参加者の意見は、公平という意味では理解するが、次年度に先送りして欲しいとの意見であった。

環境衛生チームとしては、ルール違反ごみの多くは、アパート居住者と推測しているので、可能であれば、役員会で承認して頂き、アパート管理会社(オーナー)と協議したいと考えています。(アパート管理会社との契約更新は3月予定)

#### 議題7 監視カメラ(ルール違反ごみ)の設置について

ルール違反ごみを減少させる為、監視カメラの設置を検討したいと考え、出席者から意見を聞いた所、早急に考えていただきたいとのことであった。

よって、環境衛生チームとしては、来年度予算にカメラの予算措置をお願いしたいと思っていますので、審議願います。

#### 議題8 「ごみ集積所資源物集積所管理規約」の改訂について

本規約は、廃棄物減量等推進員が制定し、管理しているが、来年度から、環境衛生チームの所掌にしたいと考えているので、ご意見を聞いた。

全員、賛成との意見であったので、役員会で審議して頂き、来年度から実施できればと思っています。